

**令和元年度「地域企業レジリエンス構築支援事業」企画・運營業務の
受託候補者決定に係る提案内容評価基準**

1 基本的な考え方

事業者が提供する事業内容を総合的に審査するため、提案者からの企画提案書等の書類等に基づき、別に定める令和元年度「地域企業レジリエンス構築支援事業」企画・運營業務に係る意見聴取会議において、受託候補者を決定する。

2 評価の方法

(1) 評価項目及び配点

区分	評価事項	項目 審査点 (満点)	項目 加重点	項目 評価点 (満点)
運営力	○迅速・的確に業務実施することが可能か。	5	3	15
	○業務実施体制が整っているか。	5	3	15
	○運営計画・手法が妥当であり、かつ安全性が高いか。	5	3	15
企画・営業力 及び実績	○当該業務に対する意欲はあるか。	5	3	15
	○類似事業について実績はあるか。	5	3	15
	○企業等の経営課題等について、十分な理解をしているか。	5	3	15
	○本市仕様書に定める内容以外の効果的な追加提案はあるか。	5	1	5
見積額	○見積金額及び見積経費項目は妥当か。	5	1	5
合 計 点				100

(2) 評価・採点方法

京都市が、100点を満点として、企画提案評価基準に基づき評価・採点する。

ア 項目審査点の考え方

評価対象の各項目を下記6段階で審査する。

審査	項目審査点
優れている。	5点
やや優れている。	4点
普通である。	3点
やや劣っている。	2点
劣っている。	1点
本市の要求する内容がない	0点

なお、「見積金額及び見積経費項目は妥当か」の評価基準については、以下のとおり定める。

・「優れている」 5点

予定価格の90%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

・「やや優れている」 3点

予定価格の90%以上～95%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

・「普通である」 2点

予定価格の95%以上～99%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

・「やや劣っている」 1点

予定価格以内の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

・「本市の要求する内容がないまたは劣っている」 0点

予定価格以内ではあるが、積算の根拠が曖昧な場合又は事業の円滑な運営が期待できない場合

イ 項目加重点の考え方

評価項目の重要度の高いものや提案内容に差が出やすい項目に対して、項目加重点を設定している。計算は以下の式により行う。

項目審査点×項目加重点

(3) 受託候補者選考方法

ア 点数は、意見聴取会議の各委員の項目審査点合計点（100点満点）の平均とし、点数が最も高い事業者を受託候補者とする。点数が同じ場合は、見積金額が低い事業者を受託候補者とし、見積金額も同じ場合はくじ引きにより選定する。

イ 応募事業者が1事業者のみでも審査を実施するが、合計点が60点を下回るときは、受託候補者として選定しない。